

(別紙様式)

特定間伐等促進計画

岡山県 津山市
令和3年7月

1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた県の基本方針によると、令和3年度から令和12年度までの10年間の特定間伐等の実施の促進の目標として、54,000ha（年平均5,400ha）の間伐等の実施を掲げている。

県の基本方針や当市の間伐の実施状況を勘案して、令和3年度から令和12年度までの10カ年間で6,300ha（年平均630ha）の間伐を行うことを、本津山市特定間伐等促進計画の目標とし、伐採後の確実な再生林も含めた造林の実施を促進する。

また、当該計画の特定間伐等の実施計画及び特定間伐等促進計画の区域内において作成されている森林経営計画（区域・属地・属人）等により目標達成を図るものとする。

2 特定間伐等促進計画の区域

県の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、本市の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図（特定間伐促進区域図）のとおりとし、具体的な施業実施箇所については別添、施業実施計画図のとおりとする。

(6) 事業実施箇所

- ・ 特定間伐等促進計画の区域図面
- ・ 事業実施箇所の図面

4 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

(1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林整備の推進並びに提案型施業の実施の推進に関する事。森林経営計画の作成を推進する為、林業事業者等と協力し森林所有者のサポートに努める。また、作成された森林経営計画に基づく森林整備の推進に努める。

(2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関する事。施業の集約化に必要な各種活動の推進に努める。

5 路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進

(1) 路網の整備の推進に関する事。岡山県の森林作業道作設指針に基づき、簡易で丈夫な作業道の開設の推進に努める。

(2) 高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関すること。
高性能林業機械等を使用した、低コストな作業システムの普及・定着の推進に努める。

(3) コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に関すること。
コンテナ苗等の活用を推進し、低コスト化を図るよう努める。

6 間伐材の利用の推進

(1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関すること。
間伐材の有効利用を図るため、関係者等の合意形成の推進に努める。

(2) 長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関すること。
長期的な安定供給体制を確立するため、協定等の締結の推進に努める。

7 人材の育成・確保等

(1) 間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業体の育成確保に関すること。
人材や事業体等の育成のため、技術や技能の取得の推進に努める。

(2) 林業事業体に対する経営手法・技術の普及指導等に関すること。
関係機関と連携をとり、経営手法や技術の普及指導の推進に努める。